ヒューズ、エグルストン、ブルースに見る 豪ナショナリズムと帝国主義

戦間期英・豪二国間コミュニケーション構想・政策の起源と進 展

岡 本 哲

明

はじめに

カナダ、南アフリカの戦後帝国関係構想とイギリスの戦後共通防衛外交政策構想との乖離 ロイド=ジョージの戦後帝国共通外交政策構想

オーストラリアの「利益共同体」

ジェリコー報告書に基づくヒューズの太平洋艦隊構想

イギリスの帝国内コミュニケーション構想

ヒューズの帝国内コミュニケーション構想

ブルースの帝国内コミュニケーション・協議改革構想 チャナク危機から一九二三年の帝国会議へ

帝国内コミュニケーション・協議の限界とその後 ロンドン駐在の豪連絡事務官制度

はじめに

ある。 唱える一八七〇年代のニューギニアのドイツ、一八八〇年代のニューカレドニアとニューヘブリデスのフランス かった。 この時期には、「イギリスへの精神的愛着と同時に新たな国家アイデンティティの感覚が生じ始めていた」ので ションの迅速化により「帝国の一体化」(unity of Empire)、すなわちイギリス性が促進されたのである。同時に 電信によりただちにオーストラリアにもたらされた。時に一九世紀後半の電信の発達による帝国間コミュニケー の派兵について国家を二分するような世論の分裂は見られなかった。スーダンでのゴードン将軍の戦死の報は 支配的であった。一八八五年のスーダン遠征、一九○二年に終結したボーア戦争においては、オーストラリア軍 和の関係で言えば、第一次世界大戦中までは、 ナリストとは程遠く、むしろ保守的帝国主義者である」、と述べているがこれは何を意味するのか?(2) スト党のレイサム党首のコメントを評して、「ナショナリスト党のレイサムは、カナダの基準で言えば、ナショ 者たちは同時に強烈な「反帝国主義者」、「ナショナリスト」であった。オーストラリアの歴史家E・M ヒューズ、 主義者」、あるいは「帝国主義者」と「ナショナリスト」といった表現で描く際には特別な注意が必要とされる。 リュースが、 九世紀から二○世紀初めにかけての時期にはオーストラリアとイギリスの「利益共同体」の乖離は顕在化しな オーストラリアと英帝国との関係における様々な思想、ナショナリズムを、例えば「帝国主義者」と「反帝」(1) しかし新たな国家アイデンティティの感覚はイギリスへの精神的愛着を未だに揺るがすには至らなかった。(3) イギリス海軍の二国標準主義は維持され、オーストラリアの地政学的立場もクイーンズランド植民地 エグルストン、ブルース、レイサム等の保守であれ、革新であれ「帝国主義者」と言われてきた指導 英帝国内諸国の新しい関係を規定した一九三一年のウエストミンスター憲章を批判したナショナリ 平和時のナショナリストが、戦争時には帝国主義者となる構図 戦争と平 ・アンド

戦

教後に

おける帝国

[内諸

国

の

国益 共

一の乖離が支障となり、

当初

から困難を経験することとなる。

1

マ

戦

後

H

英

同

盟

をアメ

ij

カ

0

71

1

デ

1

ン

グに持ち去られる格好でワシント

ン会議での

に同盟

0)

廃

棄が決定される。

0 脅威を除けば、 W まだ安泰と言えた。

う 一 国会議 スは約 会議 スは自 帝 イ ーギリ 国 帝 丙 内閣」 身 Ź [の自 次大戦 国 てい [内外交自治権] Ó 0 内 閣 財 軍 治 事力 を手本とした会議において戦後の帝国憲法関係を調整する特別な会合を開くことを戦中 (政力、 領諸 では たのである。 を手本とした会議をより がアメリカ、 国 イギリスはオーストラリア、 軍 の戦争協力を取り付け、 事力の低下を補 の要求に対応する必要に迫られた。 同時にイギリスは、 日本のそれらに対する相対的低下を経験していたのである。 1, 頻繁に ひいては自治領諸 戦争に勝利した。 **に開催することも目指した。** 力 帝国 ハナダ、 共通防衛外交政策」 南 アフリカ、 この対応として戦後最初 玉 しかし戦争の結果イギリスの経済 |の国際的 ニュ 地位の向上や を遂行する機関として、 しかしながらこのイギリ 1 ジー ランド、 の帝 「利益共同 玉 T 戦後に 内諸 1 ルラン 体 玉 この ź . の お 財 ľ から 0) 0) 1 政 てイ 以は破綻 戦 乖 目 戦 離に伴 イ 時 った 1]

ない 更新 0) 帝 ほどに乖離している現状を目の当たりにする。 蕳 国 問題を 内 諸 め 国 更新 0 ぐる論争におい 国益の乖離を重大視していなかったイギリスは、 削 題 がが の (通防 てオー 衛外 ストラリアとカナダそしてイギリ 一交政 策 の実効性 そのため当会議で更新か廃棄かの 0) ij 、ス試験 戦後最初 え間 紙としての機能を果たすこととなる。 0 0) 九二 利益共同 年の 結論を出 体 帝 0 国会議での日 「 せず、 相 違 でが 後戻 ŋ でき

玉 一政策 その の最も肝要なすべての 実効性が発揮されなかった。 次大戦中にイギリスにより構想された戦後の帝国共通防衛外交政策は 側 面に関し議論を尽くし、 イギリ スは当共通 政策によって帝国 帝国 0) 層の一体化と活力をも伸長させることを目 丙 自 帝 治領の発言権を伸ばす 国 の最も緊急で肝 要な問 を同 時 題 を らめぐ 論 h 帝

だ

0

ć

あ

0

た

帝国

内諸

玉

0

玉

益

0

乖

離

0

顕

在化はイギリスそしてオーストラリアにより一

層緊密な帝

玉

丙

協

玉 現する現実的目標を目指した。それはとりもなおさず太平洋での日本の脅威の増す状況下で、 ナショナリスト」であった。 間 A 議 ストラリアは、イギリスとともに帝国内の防衛外交政策の統一を少なくとも当面イギリスとの二 0 **|益と生存を賭けた実利的構想・政策であった。本稿の目** 帝 .コミュニケーション・協議の深化とそれによるイギリスの政策決定中枢部への参画を模索し、 П モ コミュニケーションの必要性を痛感させたのである。 国 リス=ヒューズ、 |防衛外交政策遂行に影響を及ぼすことでオーストラリアの国益を伸長させることを企てた「帝国主義者 フレデリック=エグルストン、 カナダ、 南アフリカ、アイルランドの思惑による帝国の遠心化に危機を抱いたオ スタンレー この時期のオーストラリアの指導者の中で、 的は、 諸研究、 İ メルボルン=ブルースはイギリスとの二国 資料を基にその 軌跡を辿り、 オーストラリアの よってイギリス 国間 レベ ウィ オー ルで実 ij 7

イド=ジョージの戦後帝国共通外交政策構想

口

ラリ

ア

の目指

した戦

報問期

(の帝国内協議・コミュニケーション構想の特徴とその実効性に光を当てることにある)

玉 たことを強調した。 の会議で英首相ロイド=ジョージは、 玉 的 協 政 連 |策の最も肝要なすべての側面に関し議論を尽くし、 またイギリス内閣のメンバーと同等の地位を享受した、 議 九 邦5 の効果的取り決めを通して、外交政策および外交関係における十分な発言権に対する権利を保持する英帝 一七年の戦時英帝国会議での第九決議は、 がの自 治諸 国家」とした。さらに、 すなわち、 参加した自治領諸国は、 第一 同決議は戦後の英帝国憲法の再調整を行う会議の開催を提唱した。こ 次大戦中のイギリス戦時内閣が帝国戦時内閣として絶大な成果を上げ 自治領の定義を、 帝国の一層の一体化と活力をもって戦争を遂行している イギリスの同胞とイギリス政府の持つ全ての情報を共有 と述べその成果を強調したのである。 「国際関係の完全な管轄権を持ち、 その結 また継続

ことであった。

ことに関し、 さらに来るべく和平交渉に関しても、 この戦時内閣が最も高い価値を示すであろうと称賛したので

ある。

が帝国 べての て、 的に規定することを目指すのではなく、「帝国内諸国 に委ねる旨も表明した。さらにここで留意すべき点は、このロイド=ジョージの構想は帝国 対してのみ責任を負い、 外交政策と各帝国構成国の自治との並立を保証するものとして構想されたことである。各自治領は各 とその帝国政策を司る同僚、 その合間に開くことを、 そして戦後においてもこの戦時帝国内閣に匹敵する会合を、 機能的な 外交政策について継続的協議を行う機構を制度化する問題は、 側面について各国があらゆる情報を得ることができることも想定した。帝国・連邦の自治権を有する国 (傍点筆者) 英首相はイギリス政府の代表として提案をした。この内閣は、 それぞれが個別に内閣での決議を実行することとした。そして帝国政策上 共通理解の手法を用い および各自治領の首相により構成される。なかでも注目すべき点は、 憲政の発展を推し進める」、という動的な成果を念頭に置 の共通帝国外交政策を基 緊急な帝国問題を解決する目的で、 戦後の帝国憲法関係を調整する特別な会議 |盤とした帝 具体的にはイギリス首相 国 1外交の の構成国 本内閣 蕞 毎年も 体 も重 の地位を静 々の議会に 化 が共通 要なす

大を明文化する帝国憲法の改正を希望していた。 アフリ かはこの第九決議を歓迎し、 帝国 戦後 |内諸 0 最 玉 初 間 0 0 「英帝国-「文化共同体」と「利益共同体」の 丙 閣 会議」 13 おいて自治領 乖 0) 離 地 0 位 拡大 0 拡

と帝国の遠心化が進行しているというカナダ、

南アフリ

'n

0

認識が両自治領に

「自治領の自治」

を必要不可

カナダ、

南

カナダ、南アフリカの戦後帝国

[関係構想とイギリスの

戦後共通防衛外交政策構想との

いた

題する覚書の中で執筆者たちは、

諸国

蕳

一の国益の乖離に対する楽観論に根差したものであった。

植民地省の「外交における帝国共通外交政策」と

盟関係へと変貌するための「動的」調整とみなしていた。この構想は戦後のイギリス指導者層が抱いてい(9) 整は、 盤に、 リスの世界共同体」としての側面を強調した。カナダ、 認識させていたのである。 帝国関係が戦前、 自治領の憲政上の地位を「静的」に規定することを目論んでいたのに対し、イギリスは英帝国憲政 戦中のイギリスからの自治領に対する片務的戦略的保護供与の関係から、 しかしイギリス指導層はこの構想において、 南アフリカが、 戦中の自治領の戦争協力とその功績を基 「自治領の自治」に重点を置かず「イギ 政治的 た帝 相 0 再 互. 国 同 調

問題 連邦 ないであろう。 大戦 の構成国間 (の結果や国際連盟での自治領の個別代表権や、 東問題に対する将来の政策においては、 (括弧内補記筆者 の利益共同体における共通国益はなんら減少していない。 対ドイツ政策と比較しても(帝国内諸国間の) カナダの独自のアメリカ外交使節の設置権の獲得を経てもなお英(印) アメリカや日本に対する政策、 足並みの乱れはより少

として、 戦後においては共通防衛外交政策の追求がより容易になるという楽観的予想を下していた。

オーストラリアの「利益共同体」観

玉 芸通防衛外交政策の堅持と、 方、 カナダ、 南アフリカとは 帝国太平洋艦隊の創設による自国の安全保障と白豪主義の堅持に関して、 線を画した帝 国関係構想を抱いていたオーストラリアは第 次大戦中から帝 オース

た演説で、

ス海軍に対 トラリアの国益にかなった同政策の機能的実効性の担保を追求していた。そして一九一四年三月に北海でイギリ じド イツの海軍 Ò 一脅威が迫った際に、 英海軍大臣チャーチルが下院におい て、 ヨーロ ッパと太平洋

安全保障の問題に関して

脅威からも防衛するのである。 することはできない。 る。 オー イギリス海軍が破壊されない限り、 ストラリアとニュージーランドの安全保障はイギリスの海軍力とその海軍力に基づいた同盟によって維持されて ヨーロッパにある同じイギリス海軍がオーストラリアとニュージーランドを日本からのいかなる V かなるヨーロ ッパ の国もオーストラリアとニュージーランドに侵攻、

べきことを主張した演説を批判して、 と述べ、オーストラリアとニュージーランドは自身の主力艦で北海におけるイギリス海軍 豪首相ジョセフ=クックは 一九一四年にオーストラリア先住民協会で行 ・の優位の維持に貢

払っても守り抜かなければならない。 (空) オーストラリアは自国民の移民を排斥している国と同盟関係にある。 されることも希望している。 リアにとって看過できない問題である。 イギリスの海軍ではなく日英同盟によってオーストラリアは防衛されているというチャーチルの認識は、 しかし太平洋の平和を同盟にのみ頼ることを依頼されても、 オーストラリアは日本との友好な関係を常に望み、 白豪主義は我が国の国是であり、 重大な問題が生じてしまう。 また同盟が現状のまま継続 いかなる犠牲を オーストラ

によって支持された「帝国太平洋艦隊」の創設によってのみ、その行動を予測できない日本から、国是である白(3) と、 イギリスの帝国政策指導者がオーストラリアの国益を無視した発言を行ったことへ警鐘を鳴らし、全自治領

方、 円卓会議のメルボルングループの主要メンバーであり帝国主義者のフレデリック= エグルストンは同

豪主義とオーストラリアの領土と国民を防衛できると反論したのである。

にナショナリストとして、このチャーチルの発言に対し以下の主張を行っている。

い。(4)、味を持たないことを想起すべきである。太平洋を無視し、味を持たないことを想起すべきである。太平洋を無視し、 帝 国 我々はチャーチル氏の態度を決定するイギリスの平均的主権者にとってオーストラリア固有の危機は何ら現実味や意 .共通防衛外交政策を信頼し、その実行に期待を寄せる帝国主義者であったが、 それを日本に任せてしまう政策は真に帝国の政策とは言えな エグルストンは帝国内での

帝国共通防衛外交政策の推進者としてのイギリスがオーストラリアの「利益共同体」観を誤認していることに対 よる国土防衛構想の起源とそれに基づく帝国共通防衛外交政策構想はいかなるものであったの ナショナリストとして痛切な批判を浴びせたのである。それではオーストラリアの「帝国太平洋艦隊」に か?

ジェリコー報告書に基づくヒューズの太平洋艦隊構想

提出する。その中で元帥はまず太平洋において帝国に永続的損害を与える国は日本のみであるとの想定を行った。 九一九年のジェリ コー英海軍元帥は自治領諸 国視察の一 環としてオーストラリアを訪問 Ĺ 同年に報告書を

時

その上でジェリコー ではないと警告した。 は、 そして東方海域 日英同盟に全面的信 (太平洋 頼を置き、 に帝 国 の強力な主力艦隊を常駐させ、 なんら海軍力による防衛を模索しない 日 本 0) 海軍 のはまったく得策 力が す

せて徐々に強化する必要性を結論づけた。

利益を帝国全体のそれ ズであった。 体 :の共通利益 そして帝国における 帝国 の乖 離 構成各国 の拡大を克服する」、と喝破して戦後における両共同 のために犠牲にすることも厭わない 「文化共同体」と「利益共同体」 の国益を追求しつつ、 同時に帝国防衛外交政策の統 の乖離を認識 精神の重要性をヒュー しつつ、「血と文化のつながり 体の並立を模索したのが豪首 一を維持するためには ズは強調した。 Ú 3利益 相 成 共 玉

卓会議¹⁶ を経てもなお、 こに流 3 的 地 地相ミル ル な遂行方法」 動 ナ 的 れていた考えは、 ĺ で機能的な成果を念頭に置いた点でヒュー ルナー 創始 現行 は 者 の制度の下に討議し解決することを目指すことを唱道した。 に宛てた一 血と文化の絆は多様 英連邦 の考案を帝国内諸国 か つバ ックボ 0 構 九二〇年の至急便でヒュ 国際連盟での自治領の個別代表権や、 成 | 国間 ーンである植民地相ミルナーは、「外交政策における共 0 な国益の差を克服する」というヒュー 一の首相は努力すべきである、 利益共同体」 ーズ ズの政策構想はロイド= に は おける共通国益はなんら減少してい 第一 次 カナダの独自のアメリカ外交使節 との旨をロ 大戦後の 英帝国 ズと同様の このヒュー ジョー イド=ジョー 「内閣構想で、 ジのそれと一致していた。 (通帝) 表現を使っ ズのメッセージを受けて円 ない、 ジに具申した。ここで 玉 政 「実際的で緊要な 策に到達する実際 との の設置 すなわちそ 「利益 0

観 監論は しかしヒ 共有するも、 ユ · 0) オ 思想は帝国主義者としてイギリス指導者層が抱い 1 ストラリアナショナリストとしてのその構想は、 てい た帝 イギリ 国 スが 諸 玉 持 間 0 0 \exists 玉 1 益 口 0 乖 ッ パ 離 を世 対する楽

あった。

体」に関する植民地省

ō

誤解や、

前述の植民地省やチャー

チル

の帝国共通防衛外交政策の楽観論と共通のも

ものであった。

た。そしてこの帝国主義的かつナショナリストの思想はオーストラリア外交指導層、 の中心とみなす戦前戦中の考えではなく、戦後のオーストラリアの置かれた地政学的立場を反映したものであっ 知識人層の多くが共有する

おける遂行を目論んだ。その舞台は一九二一年の帝国会議であった。 同盟更新を手段として、帝国共通防衛外交政策の機能的側面を重視し、もって帝国共通防衛外交政策の太平洋に ヒューズにとってオーストラリアの国是、 ジェリコー報告書、 計画に盛られた帝国太平洋艦隊の創設と太平洋における帝国の権益防衛の構想は、 国益防衛の神器ともいえる構想であり、この構想実現をめざし、日英 まさに

として駐在させる先駆けとなる構想であった。(空) ギリス、 外務省に送るという注目すべき提案を初めて行った。これは、帝国内コミュニケーションの向上の一環としてイ でオーストラリア外務省の設立を見送り、替わって閣僚級もしくは専門家としてのオーストラリア人をイギリス 摂するエグルストンは一九二三年の帝国会議を控え、オーストラリア独自の在外公館はそのコスト面から不可能 オーストラリアの防衛外交政策思想の象徴的言説であった。帝国主義者とナショナリストの思想をその言説で包との信念の表れであった。まさにそれはエグルストンの帝国主義者・ナショナリストしての個性を表し、同時に 共通防衛外交政策の実行者であるイギリスが、太平洋政策をオーストラリアの国益にかなった方向で遂行すべき、 これは帝国の戦争にオーストラリアが貢献し、よって帝国の防衛外交政策の統一の保全に貢献し、その上で帝国 トラリアの一九一六、一七年の徴兵制国民投票の敗北は帝国の統一の大義にとって道徳的敗北に等しいと述べた。 方、エグルストンは一九一七年に帝国主義者の知的論客として「オーストラリアの立場」を披歴し、 オーストラリア双方の発案で、一九二四年にR・G・ケーシーをロンドンにオーストラリア連絡事務官 オース

オーストラリア外交政策の最高責任者の立場にあった首相ヒューズは、こうした指導者

知識人層の構想を実

456

影響を与えることを期待するスタンスは、 交制度面を充実させることなく、 太平洋 行する立場にあった。 ることとなった。 た。これはエグルストンの言説とともに、 地域に関する 帝国共通防衛外交政策においてイギリス外務省にその遂行を委任し、 「外務省」の機能を果たしていた太平洋局を廃止することで首相による外交の寡占を目 一九二三年に総理府太平洋局を廃止しその後一九三五年に外務省を再設置したヒュ(窒) 帝国内コミュニケーション オーストラリア指導層の本格的外務省制度創設の意志の欠如を露呈す やはり帝国主義者 ・ナショナリストのそれであった。 協議を重視することでイギリス外務省の指導力に オーストラリ 1 自 ・ズは、

イギリスの帝国内コミュニケーション構想

国家財 棄が を集中せざるを得ない状況にあった。 締結され 13 ,立場 英帝国にとっての現行の制 討議されることになる。 政 のオーストラリアにとって同盟問題はまさに「実際的で緊要な」 0 逼迫と戦後 九〇五年に更新されたこの 0 世界的軍 第一次大戦後においてはアメリカ、 度の下での 縮の気運の中で、イギリスは限 そのため依然としてイギリス海軍にその防衛を全面的 「同盟は、 「実際的で緊要な」 一九二一年に戦後初めて開 問題は第一に日英同盟問 られた財政の中でイギリス自身の 日本に対するイギリスの海軍力の 問題であり、 か れた帝国会議においてその更 帝国 .題であった。 一九○二 二共通防 に依存せざるを得な 衛外交政 防 相対的低 衛にその Ħ

|国条項をもってしても

から判

断して、

Ŀ

0

策とは理解

してい

たが、

米大統領ウィルソンの戦後講和構想の

理念と米国民の

孤

立政

策の支持

の傾向

の頼みとするこ

日

英同

.盟の存在そのものに不快感を持つとされるアメリ

'n

の意向を察し、

同盟の

更新に真っは、第三国

向から反対するカナ

それは不可能なことと結論づけていた。一九二一年の帝国会議では、

在意義が問われる問題であった。

ヒューズは、イギリスに替わってアメリカの海軍力をその防衛

帝国

|共通防衛外交政策の乱れを目撃し、その瓦解を防ぐことに終始することになる。

主張する。 ダを相手に、 索で結論を出すことができず、 ·時間稼ぎ」であった。イギリスはオーストラリアとカナダの意見の対立におけるイギリス自身の立ち位置の模 それは帝国太平洋艦隊の創設、 太平洋における帝国防衛体制の整備が整うまでの次善の対策としての同盟更新をヒュ アメリカ大統領ハーディングにその決定をゆだねる形で あるいは少なくともシンガポール海軍基 地政策 「利益共同体」としての の遂行を前 1 ·ズは 提とした 強

最 とみなすイギリス、とりわけチャーチル海軍大臣をはじめとする英保守党指導者層と、 を誘発するという意味での反対意見も広汎にあった。 設そのものに対する反対意見についても、 玉 設とそこへの主力艦の派遣という構想はその実現性はさておき、 かなる部分においても帝国 は、 にイギリス近海および地中海に配備された主力艦隊を基地に派遣しオーストラリアを防衛する、 互 してのイギリス、 [共通防衛外交政策の精神的バックボーンとしての意味合いに、 重要問題と位置づけるオーストラリア指導者層との間の |尊重を約したが、 具体的ではあるがその実現は多くの方面で疑問視された。 1 ディング主導で開かれたワシントン会議の結果、 アメリカ、 日本本土とともにその軍備増 の領土、 日本、 貿易、 フランス間の四か国条約で太平洋の諸領土および軍備の現状維持と権 日本からの脅威そのものの存在は否定するが、 海上交通を守る準備があるという姿勢は維持されねばならず、 強禁止の枠外であったシンガポ すなわち日本の脅威よりもドイツのそれを帝国 同盟の廃棄が決定され(一九二二年に廃 「利益共同体」 当初より世界帝国としてイギリス海軍は より力点が置かれたのである。 イギリスによる帝国 上の 乖 i ル 離は明白となってい に海 の防衛意思の表明とい 日本の脅威を安全保障 基地が逆に日 軍 基地を建設 もとより基 というシナリ 0) 最 本 帝 0) 基 大脅威 0 う帝 有事 地 建 オ 相 Vi

イギリスはシンガポ

ールを理想的な基地とみなし、「シンガポールへの主要艦隊

0)

派

遣

同時に

一戦略を決意し、同年八月四日の

九一九年の八月一二日のジェリコー報告書の提出以前の

1

F

パスが言うように、

えよう

戦略的 5 軍 上 地 ニードパスは主張する。これは、ホランドが、「帝国関係が戦前、戦中のイギリスからの自治領こととなったが、相互防衛は帝国海軍が帝国の散在した領土をリンクするものでなければ不可 より強調する方向へと政策転換をする。さらに、 その結果発生する艦隊派遣による救援に至るまでの危険な時間帯をすでに認識していた。しかしその後、 ニケーショ Ė 政 の 攻撃の 領土、 策の の大義」に基づいてイギリス海軍省が主 保護供 推 ンの 国益、 可能性をより少ないものとし、 進 与の 0 充実と帝国共通防衛外交政策の維持とを不可分の構想目標として認識していたことを示すものと 裉 コミットメントを持つ海域において自身の海軍力を行使する能力を持つべきとする伝統的な海 拠 関係から、 ば、 日英同盟の終焉の予期でも日本からの攻撃の可能性でもなく、「イギリスは大きな海 政治的相互同盟関係へと変貌した」、 基地を 唱したとニー 「先般の戦争は相互防衛の連盟としての帝国 「帝国のコミュニケーションラインのリンク」とする必要性 ドパ スは結論づ と結論づけた点とも関連している。また、 戦中のイギリスからの自治領に対する片務 つ け。 る。²³ これはイギリスが帝 の役割を強調する 能である」とも 玉 丙 コミ H 本 か

ューズの帝国内コミュニケーション構想

ヒ

ニケーショ 準備した、「共通外交政策」、「海軍政策」、「日英同盟」、 めの帝国共通防 このイギリスの構想を受けるかのように、 の改善の構想を、 .衛外交政策の強化と維持の一環として、来るべく戦後初めての帝国会議の 対日防衛のための太平洋艦隊の創設とその基盤となる帝国 戦後最初の一 そして「帝国憲法の再検討」に加えて、「帝 九二 年の帝国会議に お 11 てヒュ 議 1 題 海 0 軍 ズ 政策 Ŧi. は 本目の 0) 玉 植 実現 内 民 柱とし コ 地 3 のた 省 ユ

て設定した。 (24)

段とみなしていたのである

首相 長期的 ケーションの改善をその最善の解決策として模索したのである。日英同盟の更新は、 権を有することを保証できない、と考えた。そのためロンドンとメルボルン 盾を提供する政策を強く望んでいた。そしてその呼称が「帝国内閣」 衛外交政策の機能的働きを強化し帝国太平洋艦隊を実現し、 彼はイギリスと自治領が共に決定する帝国防衛外交政策、 の、 には次善の策であり時間稼ぎの策であった。 より頻繁な、 場合によっては毎年の会議の開催をもってしても、 帝国内コミュニケーション・ 延いてはオーストラリアの防衛を担保する最上の手 とりわけ太平洋における日本の脅威に対する であれ「帝国会議」であれ、 自治領が帝国外交の決定に継続的 (当時の豪連邦首都 協議の充実こそが、 オーストラリアにとって中 間 帝 帝国 0) 玉 コミュニ 共 成 1発言 か 玉 0

結論に至ったのである。 あった。 首相間のより頻繁な、 そのためには先ず帝国共通防衛外交政策において自治領が継続的な発言権を持つことが不可欠であるが、 らば太平洋艦隊によってすべての帝国 策 イギリスと自治領の兵力からなる太平洋艦隊への貢献度は、 の具体的 .共通防衛外交政策は共有された知識に基づき協議により決定されなければならない。 それならばロンドンとメルボルン間の二国間コミュニケーションの改善が目下の最善の方策であるとの 目 標がジェ リコー たとえ毎年の開催であっても、 ·報告書に基づく太平洋の海軍力による対日防衛であった。 (36) [構成国が利益を得ることができる、 それは十分な帝国内協議とはならない、 帝国構成国間で等しくなければならない、 というのがヒューズの主張であった。 この 帝国 この共通防衛外交政 と彼は考えたので の総力を挙げて 帝国内 なぜな

隊を太平洋に常駐させる可能性を否定するものとなった。 海 軍省の 戦争覚書」 は、 帝国と日本との戦争を唯一 の想定すべき有事としていたにもかかわらず、 同会議は日本からの攻撃に対応するいわゆる 近い 防 将来

オーストラリア防衛の要となる太平洋艦隊構想は一九二一

年のペナン帝国東アジア提督会議で

討議

英

太平洋 間」に関する諮問事項として、 N だ報告書は 監隊構 想の 皮肉 実現はここに頓挫したが、 にも基地政策の シンガポ 死 0 鐘を鳴らすこととなった。 i ル基地における太平洋司令部の設置に合意した。 オーストラリアの帝国内コミュニケーション改善の試みは ヒュ 1 ズ 0 帝 国 共通防衛外交政 以上の内容を盛り込 策の 強化による 継続され

チ ャナク危機から一九二三年の帝 国会議

b 0 がトルコに侵入しようとしたギリシャ軍を押し戻した危機 通防衛外交政策の機能不全を示すものとしてヒューズのみならず豪指導層にその改革の必要性を強く認識 者としてのヒュー により知ることとなるが、 あ ó スタッフが介入できないように英官庁街の勤務時間外に自治領諸 のとなった。 自治領にとっ この 危機では、 英政府においてはロイド ての ・ズは、 帝 国内コミュニケーション・ 帝 イギリスによる事 それでも最終的にはオーストラリア分遣隊を送ることを申し出る。 国内部にお いて私的にロ il ジョ 前 0) 1 情 ジ、 報 協 0 イド= 議 提供、 チ の機 ヤー ジョージに強く抗議する。この(29) が最高潮に達した時点で、 『能不全を露呈したのは一九二二年の チルが、 協議がなく、 国に軍 トル ヒュー コ青年等の 事的支援要請 ズはイギリスの決定を新 ケマ 自治領省の前身の の公式電を送り、 事件は緊急時 ル ||ア その上で帝 チャ 夕 ノチュ ナ ク危 自 ル 0 同 させる 帝 聞 ク 玉 [主義 時 軍 報 領 玉 共 道

0

責務設定が重要な議題となり、

帝国

構成国それぞれ

の地

域に

おける個別

地

域

防

衛責

任 域防 内協

0

崩

確化

が宣言され

地 玉

この帝国会議では帝国

防衛と地

衛に関する帝国

構

成

ンの骨子を策定した一九二三年の帝国会議を迎える。

いるという状況を工作したのである。

この

事件の翌年

-に帝

玉

「共通防衛外交政策と帝国

議

コミュニケー

知

って

イギリスの新聞社にリークすることで自治領の首相が決断を下す時点で自治領のメディアがすでに事態を

域

、防衛に関しては特に組織

訓練、制

服、

マニュアル、等の統一化を念頭に置いた構成国の空軍力の整備

進 南アフリカ、 構成国の議会が決める」、という主旨の前文が挿入された。これは地域防衛のみへの貢献限定を目論む、 とりわけオーストラリア、 ニケーション路と、海上戦略通商路の防衛についてイギリスとすべての自治領がその責任を負うことを定めた。 れ、 だし宣言には とその整備、 が宣言されたこととバランスを取る意味で、 確保が強調された。そして地域防衛と帝国防衛の両義的意味合いを持つイギリスの本土防衛のための空軍 !防衛と位置づけるオーストラリア、 有事における迅速かつ効率的帝国内協力が目指された。 ヨーロッパから基地への艦隊の移動の確保、 アイルランドの主張と地域防衛と帝国防衛は連動しており地域防衛を重視しつつも、 「これらの宣言に基づいて取られる行動の性格とその実行範囲は各構成国の政府の諮問によって各 ニュージーランドの安全保障に関してシンガポール海軍基地とそこへの艦隊の移動 ニュージーランドの主張との間のバランスを取った前文であった。 (38) オーストラリアの地域防衛の核心であるシンガポール 艦船の修理、 同時に包括的帝国防衛に関しては帝国内海上コミュ 燃料補給に関する条項が定められた。た 帝国防衛を前 海 軍基 カナダ、 -の強化 地

、ルースの帝国内コミュニケーション・協議改革構相

ブ

座を去るヒューズの後を一九二三年に継いだ首相ブルースがこの同年の帝国会議に出席するのであるが 九一六年、一七年の二度の徴兵制国民投票否決後の労働党の分裂を契機とする政界再編 の波の中で、 首相 0

れを批判、 オーストラリアが 援助するあらゆる相当な機会を持たなければならない (31) (31) 帝国全般の外交政策を構成する上でそ

が謳わ

河帝国 0 出 一会議後の報告においては 席に際して帝 国 共通防衛外交政策の改革に対する強い決意を表明する一方、

九二四年の

と協議 弱点がある。 定は迅速でなければならず、 定は迅速でなければならず、 変化する際困難が生じる。 みがなされたのである。このシステムが現在運用されており、 で協議の慣行は確立された。すなわち外交政策に関する情報が自治領に打電されそれが至急電で補完される、 これこそが頻繁な協議の必要な理由である。 ある段階で正 は外交政策に関する情報をイギリスの閣僚と同じ程度受け取っている。 さらに数名の閣僚ともそうするであろう。 しい政策に合意がなされたとしよう。 何らかの変化が起こるであろうことを、 自治領と協議するには間に合わないことがありうる。その点において現在の協議方法には 英首相がすべての自治領に直接的コミュニケーションの権利を与えること 最終的には内閣が討議するはずである。 しかし状況が変わり異なった一 ある一 おそらく英外相のみが気づくのである。 定の成果を収めている。 しかしある問題を取り巻く状況が徐々に 連の行動が必要となる場合がある。 しかしその際 現在においては各自治領 内 閣

国内 リッシュメント的出自であった。それゆえイギリスの視点からの帝国観が強いと評されがちであるが、とり 義者・ナショナリストであり、 イギリスとの帝国内コミュニケーション・協議制度の改革に傾くブルースは、 協 議 0) 制 度改革の必要性を再認識する発言を行っている。 メルボルングラマースクール、 オックスフォード大学出身のイギリスのエ ヒューズとは別の意味で帝! ス 玉 主

チャナク危機で示されたイギリスの自治領への情報提供と協議努力の不足に一定の理解を示すと同

九三三年から四五年

の間

駐英オーストラリア高等弁務官としてイギリスエスタブリッシュメント内部

の

員

としての自覚から、

逆にイギリス指導層に対し歯に衣を着せぬ発言、

点から世界外交を司っていたことになる。(33) ンは帝国の中心であるばかりでなく、世界外交の中心であり、一九三九年九月から一九四一年一二月の ばオーストラリアの「外務省」の首脳としての役目を果たしていたのも同然であった。その舞台となったロンド ることになる。ブルースが政策を実行するのではなく、それらを創案し練り上げ、ライオンズ、メンジーズと えつつ、イギリスの立場も理解し、帝国の中心と周辺からの複眼的視点からの帝国外交を推し進めようと奔走す いった歴代豪首相に提案し、ほぼその通りに彼らが公式に遂行するというものであった。これはブルースが カの参戦前の戦時には軍事外交行動の中心であった。すなわちブルースは実質的にオーストラリア、 帝 間 国 0)

ロンドン駐在の豪連絡事務官制席

0 帝国会議後の豪連邦議会への報告で続けて次のように述べた。 国 内コミュニケ―ション ・協議に不安を持ち、 その改善の必要性を痛感したブル ースは、 前 述の一 九二三年

代表者を置く必要性が出てくるかもしれないが、その代表者は公使や高等弁務官というよりもむしろ大使として行動す 現在の取り決めの改善とはならないと考える。オーストラリアがさらに発展した暁にはイギリスに外交政策を取り扱う 政府を代表して述べているものと解釈され、後にいかなる抗議もできない恐れがある。私はロンドン駐在公使の任命は の見解を代弁できうる器の公使は本国から手放せない。またさらに困難なことには駐在公使が見解を表明すればそれは 国内協議の改革についての提案の一つにロンドン駐在公使の任命がある。 ……困難なことには真にオーストラリア

行動でオーストラリアの視点を第一義に考

現在英外務省のスタッ ストラリ ると考える。 のアレ ることになろう。 の存 在が我 、アの見解を示すに際し大いに助力となるローズスコラ―級の人物には格好のポストであろう。 クス= また彼の存在は、 ……私はラムゼイ=マクドナルド氏と取り決めを定めた。それは英外務省に勤めるオーストラリ 総 ĺ 理 パ フの内オーストラリア人は三人のみであり、 一氏を、 府外務局 英首相が六か月間オーストラリアに出向させるというものであった。 英外務省にオーストラリア人が益々入省する何らかの取決めにつながるかも知れない。 の最善の基礎固めを行 我々が直面するであろう多くの問題において多大な助 その数を増やすことは可能である。] /ア人

ケー ブルー 外 キーの事 K に送られた。 F 同 関係改善に関して提言を行うに至ったのである。 果オーストラリア生まれの英外務省事務官のアレックス=リーパーが一九二四年に、 ンバレンは自 バ務局 時に、 これ i il エ ガーディナー 1 ・スの の改革についての助言を求めた結果であった。 は 若手の二人の大学卒が、 Ż 務所に一室を与えられた。 は ブ 首 ĺ 1) ホ 身の 相在 また政治学博士号をソルボンヌで取得したウォルター=ヘンダーソンがメルボルンの職に就い ヮ í 1 は、 -スが、 Ź 意向 職期間を通してケーシーは外交に関しての報告をブルースに送り続けた。 II ケーシーが二四 ホ ケーシーを任命したことでブルースは真に良い仕事を成し遂げたと評価したのであった。 を、 イギリ 1 i 豪総督ストーンヘイヴン卿を通してブルースに伝えた。豪英の レーンにある内閣事務局内 ノス政 メル 府に対し豪英間 ブルースは、 [年に英外務省付の豪連絡事務官 ボルンとロンドンに一人ずつ勤務することを提案した。 IJ] 進展中の . の 二 パ 同様の改革の必要性感じていた英首相 国 の 1 蕳 は、 問題についてそれが危機的あるいは決定的段階に コミュニケー 内閣および帝国防衛委員会委員長のモー 高等弁務官が実質的に大使の役目を果たすことと (Australian Liaison Officer) としてロンド ショ ンの改革とオー 英外務省と豪政府との 思惑が 自治 オー スト かくしてリチャ ・ラリ 領相 スティン 致 1) ア ス レオポ 0 そ Ш 総 理

府

に期待した

る前

ケー

シレ

が彼にその情報を直接流すことで高等弁務官からの情報を補完することをケーシー

オーストラリアに関するすべての通信の写しを提供するというほどの緻密な情報提供が実現されたのであった。 待していたのである。 のである。それどころかブルースは「補完」するだけでなく、より生々しいリアルタイムの情報をケーシー(※) ケーシーはブルースの「私的な外交官」であるとブルースに言わしめるほどの緊密な関係が両者の間に構築され 実際、 英外務省発着の電信、至急便がケーシーの下に日常的に届けられ、 植民地省もまた

に向けて塩を送るようなものである」と答え、「植民地省」という名は速やかになくさなければならず、 感を持っており、 否かと訊ねるとブルースは、「大いに受け入れられる提案であり自治領諸 の見方が示された。さらにエイマリーはブルースに対し、オーストラリアの世論が自治領省の創設を歓迎するか 衛外交政策に対する自治領の真の統制が実現し、イギリスにおいて自治領の見解の正しい理解が可能となる、 ルースの見解と指示を伝達することを委託されるに足る高い地位の人物がロンドンに駐留することで帝国共通防 見解を討議し、 欠如は当然のこととして不問に付すことが常であった。しかし連絡事務官の地位は、 民地省幹部などは自治領諸国を一段低いものとみなしていたため、個人的で親密なコミュニケーションや協議 英連邦諸国 **^ーがオーストラリア方式の連絡事務官制度を、** たことを示し、 の欠如を話題にした。イギリスと外国政府との間のコミュニケーションは常に個人的で親密なものである一方、 九二五年の 間 のそれは書類と電報のみで親密な人と人との話し合いに欠けるという内容であった。これはエイマ 十分な権威をもってブルースの指示を英外相に伝えるに足る地位には程遠く、 初めにエイマリー それは他のイギリス指導層の自治領寄りの視点を持つ者も共有する評価であった。 植民地省を通じてすべての対外交渉が行われる現在の状況は、 はブルースとの対話で、 個人的で親密なコミュニケーションの一例として高く評価して イギリスと自治領政府間の頻繁で親密な人的コン 国は 『植民地』 英連邦の結束に対し敵対 英外相とオーストラリアの という言葉に大い 権威をもってブ 同時 に反 ・タク 植

可

'能であると明

エストミンスター憲章の制定決定後においても、

依然として帝国内コミュニケーションの限界を帝国

0) 中心 るために自治領に対し譲歩せざるを得なかったことにも示されている。 ショ ことごとくほとんどすべての点で意見が合わず、その結果として憲法の 二六年の帝国会議おける帝国憲法の改正問題において外務省と新設の自治領省が個別の憲法改革を目指した際に、 与の関係から、政治的相互同盟関係へと変貌する過程を如実に示しているといえよう。さらにこの過程は、 うになってきたことを示していて、 ギリスと自治 スと自治領関係のあらゆる点を検討する必要性がますます高まっていると進言した。(37) 協議 領間 0 充 0 実の問題とイギリスの防衛外交制度機関の改変の問題との連関は、 問題をめぐるイギリスの各省庁間 帝国関係が戦前 戦中 の競合関係が、 のイギリスからの自治領に対する片務的戦略的保護供 自治領の見解とより深く相関、 原理 の詳細にわたる検討をうまく回避す そして帝国内コミュニケー 一九二〇年代におい 呼応するよ 一九

帝 玉 [内コミュニケーション・ 協議の限界とその後

る時、 内 1の現 同年のロンドンでの帝国間関係委員会において英外相 在の人口の分布が変わらない限り、 協議に時間を要しそれが力とならず危険を伴う時、 男言した。 (39) イギリスは主要な義務の遂行に際し帝国内 また紛争の ルフォアは、 中心が 帝 国] E 軍 0 戦略、 口 ツ 一の他国と協議することは不 パ で 戦術 あ る限 の決定が緊急を要す ŋ そして帝

n 協議とコミュニケーションは行われるべき」、というブルースの提案もまたイギリス代表団全員によって反対さ から露呈することとなる。 た。 かくして、 権威をもってブルースの見解と指示を伝達することを委託されるに足る高い地位の人物がロ また、 同会議での 「自治領の高等弁務官は 「大使」 の地位を持つべきで、 彼を通

F

策へ 治領 n 防衛外交政策に歯に衣を着せぬ意見を具申 弁務官として、 でも実現しなかったのである。 成 ンに駐留することで帝国共通防衛外交政策に対する自治領による真の統制が実現し、 イギリスの政策に強い影響を及ぼし続けた。これは二国間コミュニケーション・協議の緊密化が豪英間(④) 以功した証 0) 0 自治領のより積極的な参画と影響力の高まりに関する期待は、 見解の正しい である。 イギリスの政府中枢部でハンキーをはじめとするイギリス指導者に絶大な信頼を得て、 理解が可能となる、 それはあるイギリスの指導者をして、「カナダがイギリスとオーストラリアとの しかしながらブルース自身が、一九三三年から四五年までロンドン駐 との二国 į 最後にチャーチルに疎んじられその影響力を低下させるに至るま 間コミュニケーショ ン・ 自治領の帝国憲政上の地位が高まった段階 協議の充実および帝国共通 またイギリスにお 防 在の豪高 衛外 間 か 0 W 0) 帝 · て自

な二国間コミュニケーションの存在を知ったらさぞ羨むであろう」、と言わしめたほどであった。

る。 連 とさら英連邦の枠組みを意識することなく、 なかったわけではなく、 カナダ、 ように、 ||邦の協議のフォーラムとして事実上機能することともなる。そしてカナダ、 イギリスとの二国間 帝国 南アフリカにはその効果は波及しなかった。 その後の戦時においても、 連 邦の政策枠組みは平時においても首尾よく維持されたのである。 コミュニケーション・協議におけるオーストラリアの 英連邦を取り巻く第一次大戦後の国際環境の変化により、 英連邦諸国はイギリスを中心に当たり前のごとく一致団結して戦うことにな 国際社会の一員として各構成国が独自の行動で自身の しかしながらそのため帝国 「成功」例は他 南アフリカでさえ明確に予測した [共通防衛外交政策が全く機能 例えば国際連盟におい また同時に国際連盟が帝 の自治領 国益を追求 とり わ H

アとイギリスの間では一 ストラリ アの 盲 指した帝 定の実現を見たものの、 国 0 帝 玉 |内コミユニケーション 急速な国際環境の変化によって「国際化」 協議 の内、 部、 からい の緊密化 0 構想は、 を余儀なくされた オー ストラ

ル 帝 オーストラリア外交の充実期へと受け継がれるのである。 ース 国内諸 からエヴァットへと引き継がれ、 四国間 一の多国間コミュニケーション・協議の改善には貢献できなかった。 第二次大戦後の国際連合、 日本占領政策をめぐる英連邦外交の要として しかしそうした構想理念は

1 2001), p.79. ネヴィル=メイニーは、オーストラリアのナショナリズムについて、「この謎を解き明かす試みの出発点 が支配的文化神話であり人々が意義を見出す社会的思想であったとしている。さらにイギリス性は母国イギリスより の間で広汎に合意に至っている結論を、このオーストラリア史におけるナショナリズム論は無視している、 有もしくは内在的ダイナミズムであるというナショナリズムの自己主張を否定し、逆に、ナショナリズムは歴史的に による自己実現達成に向けての苦闘であるという歴史観が、オーストラリア史におけるナショナリズムの理解に は、 Historiography—', Australian Historical Studies, Volume 32, number 116, April 2001 (University of Melbourne ナショナリズム自身の目的論的歴史観、すなわち、 メイニーはこれを「歴史的に条件づけられた想像性」と呼び、 無批判に受け入れられている」という認識を示した。さらにメイニーは、ナショナリズムは人間社会における固 Meaney, Neville, 'Britishness and Australian Identity—The Problem of Nationalism in Australian History and 社会的に構築された、ある「民族」に関する思想ないし神話である、という現代のナショナリズム研究者 独立統治国家において最もあてはまるすべての ナショナリストの時代においてはイギリス性こそ

(2) Andrews, E.M., Writing on the Wall (Sydney, 1987), p.51.

もオーストラリアにおいて、より広範に浸透していたと主張する。

- 3 歴史家ネヴィル=メイニー(Neville Meaney)は、「文化共同体」 「新たな国家アイデンティティの感覚」と呼んでいる を「イギリスへの精神的愛着」と説明し、
- ラリアは自身の自治領としての地位を誇りに思いながらも、 (Civil) Volume One (Canberra, 1952), p.49. ハスラックはオーストラリアの外交政策の Hasluck, Paul, The Government and the People 1939-1941, Australia in the War of 1939-45, Series 帝国内における憲法の発展の結果を検討することに継続 実利的 傾向を、「オースト

6

- ド自由国における状況や出来事によって主に影響を受けた変化の中で身を縮めていた。特徴的オーストラリアの傾向 観点から自己を表現したかどうかは極めて疑問である。オーストラリアは、カナダ、南アフリカ、そしてアイルラン した関心を示さなかった。オーストラリアのナショナリズムがもし放っておかれたならば地位と憲法上の権力という 定義を避け政治的に利することを行うことであった」、と説明している。
- 5 ら連邦への「移行」は一枚岩的で明確なものではなかったことが理解され、また自治領であるオーストラリア、 ダ等の移住植民地とインドをはじめとする直轄植民地との併存が、呼称の並立を必要とした側面もある。 英連邦結成前後においては、「帝国」と「連邦」とは併記されることが度々であった。この点においても帝国 カナ
- (\sim) Great Britain, Parliamentary Debates, vol. XCIII, Cols. 1790-1792, 17 May 1917.

High Hopes, The Men and Motives of the Australian Round Table (Melbourne 1986), pp.83-84

Osmond, Warren G., Frederic Eggleston, An Intellectual in Australian Politics (Sydney 1985), p.85; Foster, Leonie

- 8 ギリスによる帝国連邦の提案を拒絶し、替わって自身の連邦を結成する」ことでイギリスとの「文化共同体」ではな ることを望まなかったからである、と説明している。 くオーストラリア植民地間の「利益共同体」を選択した。それはオーストラリアの国益をイギリスのそれに従属させ Meaney, op.cit.メイニーは、「イギリス的人種的ナショナリズムのまさに絶頂の時期に、オーストラリア人はイ
- 係が「同等者」間の同盟へと変貌したという視座が第一次大戦中のイギリス側からの構想に起因した点が注目される Holland, R.F., Britain and Commonwealth Alliance 1918-39 (Cambridge, 1982). ホランドは本書において (Alliance)という表現を用いイギリス帝国史研究者間に論争を巻き起こした。ここではイギリスと自治領の関
- 1906-1939 (London, 1981), pp.69-74 David Dilks (ed.), Retreat From Power—Studies in Britain's Foreign Policy of the Twentieth Century—Volume One Hillmer, Norman, 'The Foreign Office, the Dominions and the Diplomatic Unity of the Empire, 1925-29, in
- 11 Great Britain, Parliamentary Debates, House of Commons, 1914 Session, vol. LIX, cols. 1931–1933, 17 March 1914.
- 12 The Sydney Morning Herald, 26 March 1914
- 第一次大戦の終結に伴いイギリスのグローバルな地位は激変を遂げる。オーストラリアの安全保障の要であった

ポール していた。 較で相対的に低下したことを認識した結果であった。 5 弱性を暴露することとなる。 平洋に派遣するという帝国海軍の可動性を力説するイギリス指導層の発言は、 を優先する旨の発言がイギリス指導部から発せられ始める。 地域防衛、 る。 イギリス海軍は、 ストラリアは期待していた。 政治的相互同盟関係へと変貌するに至る主要因が、このイギリスによる帝国防衛力の脆弱性であった。 海軍基地政策の着手による「帝国太平洋艦隊構想」 九一九年のジェリコー は、 その低下を補うためにイギリスのみならず自治領を含めた帝国の総力を挙げての太平洋防衛の充実を、 帝国防衛の両方に力点を置きつつも、 一九二一年の英帝国会議でのイギリスのシンガポール海軍基地構想の正式表明によって葬り去られた。 イギリス国家財政の悪化と国際的軍縮の気運に伴い一国標準主義へとその海軍力を落とすこととな 帝国関係が戦前、 報告書に基づきオーストラリアが実現を目指した対日本防衛の柱となる「帝国太平洋艦 戦中のイギリスからの自治領に対する片務的戦略的 イギリス近海、 同時にオーストラリアはすでにこのイギリスの力の低下を実蔵 の頓挫は、 主力艦隊をイギリス近海、 地中海での防衛に、より重点を置くことで帝 イギリス自身の軍事力が他の 太平洋でのイギリス海軍の防 地中海に常駐させ、 列強のそれとの比 保護供与の関係か シンガ 労の 事に太

- (E) The Argus, 31 March 1914
- 15 Volume 2, pp.467-468 Meaney, Australia and World Crisis 1914-23—A History of Australian Defence and Foreign Policy 1901-23.
- 16 ボーンとして設立された帝国主義同盟で設立当初は帝国連邦 「有機的連合」のみが帝国問題の究極の解決法であると最終的には認識されることが期待されていた。 カの 衛外交政策の決定過程において発言権を持つことなしには、 枚岩ではなかった。様々な方策による当面の帝国内協力の努力が、 Foster, Leonie, op.cit., p.vii, p.13. 円卓会議は植民地相ミルナーとジョセフ=チェンバレンがその思想 この点において当会議は設立時から帝国主義と自治領のナショナリズムの双方を包摂していたと言える。 ·自治領諸国は国家としての十全な地位を得ることはできない、との確信をそのメンバーは設立時から共有して (Imperial Federation) を目指したが、 カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、 結局はその不十分性を明らかにすることで、 メンバー 同時に、 的 0 ツ
- (17) Meaney, Australia and World Crisis, p.478

- (2) Osmond, op.cit., p.85(2) Ibid., pp.101, 105-6.
- 20 Meaney, Australia and the World—A Documentary History From the 1870s to the 1970s—(Melbourne 1985)
- ($\widehat{\Box}$) Neidpath, James, The Singapore Naval Base and the Defence of Britain's Eastern Empire 1919-1941 (Oxford 1981), pp.31-32
- (2) Ibid., p.49
- (23) Ibid., p.45.
 (24) Meany, Australi
 (25) Ibid., pp.469-470
 - (i) Meany, Australia and World Crisis, p.469
- (2) Neidpath, op.cit., pp.10, 22, 31-32
- (전) Meaney, Australia and World Crisis, p.470.
- るべく、偉大な帝国遠征軍を送るという新奇なやり方を思いついたのである。 ないということを証明したい決意から、彼らはガリポリの墓地を守り、ヨーロッパの玄関口のトルコ反乱軍を打破す ロマンチックな思想ゆえに、また後者については、一九一五年のガリポリの戦闘はまったく無意味であったわけでは 前者については、ギリシャの指導者ヴェニゼロスとの友好関係および東地中海でのギリシャの新しい覇権という彼の 留軍がケマル=アタチュルクのトルコ軍によって攻撃された事件。ロイド=ジョージとウィンストン=チャーチルは Holland, op.cit., p.16. 一九二二年九月にダーダネルス海峡中立地帯を守備するイギリスとフランスのチャナク駐
- (23) Cablegram, W.M. Hughes, Prime Minister, to David Lloyd George, British Prime Minister, in Letter, Official Secretary to Governor-General to Secretary, Prime Minister's Department, 20 September, 1922, AA (Australian British prime Minister, 20 September 1922, PRO, C.O., 886/10, Confidential Print, Dominion No.87 Archives), CP78/32, item 1922-1923; see also Cable (Secret), W.M. Hughes, Prime Minister, to David Lloyd George
- Meaney, Australia and the World, pp.343-46, Doc.181, 岡本哲明「オーストラリア防衛外交政策と帝国内協議

- 二月 哲明 シンガポール基地戦略とオーストラリアの安全保障―」『外交時報』平成二年七・八月合併号、六二―七七頁、 一一一七頁、Stenographic Notes of the Meetings of the Imperial Conference, 1923, CAB.32/9 戦間期のオーストラリア防衛政策― |帝国防衛と地域防衛||『日本文理大学紀要』第一八巻第一号
- 31 Andrews, E.M., A History of Australian Foreign Policy, second edition (Melbourne, 1988), p.48
- 33 32 Commonwealth Parliamentary Debates, 1924 Session, vol. CVI, pp.42-3, 27 March 1924
- 34 and W.H. Morris-Jones (ed.), Australia and Britain—Studies in A Changing Relationship 会制民主主義政府が同様の困難に直面している。いかにして迅速なまた時には瞬時の決定の必要性と議会による決定 現今の国際情勢においてこの目的のためにうまく機能する機構制度が存在していないということである。 に関して十分に意見を具申されていないとするならば、それはイギリス政府の意思の欠如や不注意の結果ではなく、 入れるかどうかは別として、私が自治領の首相にぜひ認識してもらいたいことは、もし彼らの見解において外交政策 る帝国の制度改革についての私の考えをブルースに伝えたことをよかったと思っている。ブルースがこの考えを受け Holland, op.cit., p.69. 一九二六年にチェンバレンはストーンヘイヴンに書簡を送り、「私は貴兄がロンドンにおけ Edwards, P.G., The Rise and Fall of the High Commissioner: S.M. Bruce in London, 1933-45, in A.F. Madden すべての議
- 35 I.M. Cumpston, Lord Bruce of Melbourne (Melbourne 1989), p.44

管理とを調整するべきかという問題である」、とイギリスの立場を釈明している。

- 36 Ibid., p.45
- 37 1925, Ibid Bruce to Amery 4 and 6 May 1925 Australian Archives, A.A.1970/555: Chamberlain to Amery 19 June 1925, Ibid., Amery to Bruce 16 and 19 March
- 38 Cumpston, op.cit., p.70
- 39 1926; Great Britain Parliamentary Papers, 1926 Session, Cmd. 2768, pp.12–36; I.M. Cumpston, op.cit., p.71 Report, Proceedings and Memoranda, of the Inter-Imperial Relations Committee, dated 27 October & 8 November
- 40 Edwards, op.cit
- $\widehat{41}$ Cumpston, op.cit., pp.45, 68-74